

## 第2号議案

京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件

京都地方税機構事務の処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月3日提出

京都地方税機構  
広域連合長 山崎 善也

京都地方税機構事務の処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都地方税機構事務の処理等に関する条例（平成21年京都地方税機構条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第10条」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第8条」に、「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同条第2号中「自動車取得税、自動車税及び軽自動車税」を「自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割」に、「第442条第2号」を「第442条第5号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に、「軽自動車税に係るものを除く。」を「自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。」に改め、「調査」の右に「、データの作成（軽自動車税の種別割に係るものに限る。）」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法に基づき構成団体が賦課徴収すべき固定資産税のうち市町村が価格等を決定する償却資産に対して課する固定資産税に係る申告書等（市町村に直接提出されるものを除く。）の受付、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査並びにこれらに関連する事務第3条第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年10月1日前に開始した事業年度（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の13に規定する事業年度をいう。）に係る法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている地方法人特別税に係る申告書等（構成団体に直接提出されるものを除く。）の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務については、なお従前の例による。

3 令和元年10月1日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務については、なお従前の例による。

4 令和元年10月1日前に納税義務が発生した者に課する軽自動車税に係る申告書等の受付、調査及びデータの作成並びにこれらに関連する事務については、なお従前の例による。